概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、〇病院に看護師として採用され、入院病棟での看護業務に従事していた。

理事長を始め病院関係者と請求人の母親に親交があったことから誘われたもので、請求人は、託児 所の設置及び賃金を前職と同程度にすることを約して勤めていた病院を退職して当病院に転職した。

託児所は請求人の求めに応じて平成〇年〇月に病院近くに開設されたが、賃金等の条件を記した労働契約書は交付されずにいた。

請求人は、長女と長男を必要に応じ、託児所に預けて勤務していたが、長男は託児所近くの保育所に通わせていたため、託児所職員に保育終了後の託児所までの車による送迎をガソリン代を支払い、個人的に依頼していた。平成〇年〇月〇日託児所職員が車ではなく自転車で請求人の長男を迎えに行き、自転車の後部に乗せ託児所に戻る途中、長男が右足を後輪に挟まれ負傷する事故が発生した。

当日、請求人は長男を自分が勤務する病院において院長の診察を受けさせ、「擦過傷」程度と診断されたが、〇病院に受診したところ、「足関節軟骨骨折等」と診断された。

この事故以降、請求人は、託児所の管理者である病院の対応、長男の送迎を頼んだことへの後悔、 長男の将来に対する不安等から不眠が続き、長男の看護の負担等による疲労も重なった結果、精神的 に不安定となり、平成〇年〇月〇日に〇病院を受診したところ、「心因反応(うつ状態)」の診断を 受け、以後通院加療を行ったが、主治医より休養を勧められ、平成〇年〇月〇日より休業することに なり、同年〇月〇日付けで休職期間の満了により退職した。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものとして監督署長に療養補償給付を請求したところ、 監督署長は、請求人に発症した疾病は労働基準法施行規則第35条別表第1の2第9号に該当するも のとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

労働契約書の不交付、採用時条件の不履行、有給休暇の不許可、退職の強要、上司とのトラブル等で精神障害になったことは明白であるにも拘わらず、心因反応(うつ状態)については業務に関連する強い心理的負荷によって発症したものとは認められないとした監督署長の判断は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月〇日に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

発病前おおむね6ヶ月間における業務による出来事として、請求人は、①労働契約書の不交付、 採用時条件の不履行、②有給休暇の不許可、③退職の強要、④看護師長とのトラブル、⑤院長との トラブルを主張している。

これらの出来事を職場における心理的負荷評価表に当てはめると、① \sim ⑤の出来事は、それぞれ上司とのトラブルと認められるものであることから、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「 Π 」であり、特段の修正は要しない。

更に、出来事後の状況が持続する程度について検討すると、長男の事故を契機に、請求人と当該病院との話し合いが何度も行われ、請求人側から長男の補償問題と未交付であった労働契約書や賃金、その他労働条件をめぐるトラブル等への対処が求められ、病院側は各問題について対応していることから病院側の対応に特段問題はないものと認められる。

したがって、「出来事」の心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、心理的負荷の総合評価は「中」と

判断される。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

平成〇年〇月〇日、託児所職員が請求人の長男を自転車に乗せている時、自転車の後輪に長男の右足が挟まれ、右足を負傷する事故が発生したことは、職場以外の心理的負荷評価表に当てはめると、「配偶者や子供が重い病気やケガをした」に該当し、その心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

しかし、長男のケガは「右足関節外果骨軟骨々折、右足部挫創」と診断されたが、ほぼ1カ月で 症状が軽快していることから、強度を「Ⅱ」に修正する。

請求人は、平成〇年〇月〇日の長男の事故によって、初めて託児所職員が長男の送迎に自転車を使用していたことを知り、託児所職員は自動車で送迎する前提で毎月1,500円を受け取っていたことから、託児所職員が車代を横領していたと主張している。これは、職場以外の心理的負荷評価表に当てはめると、「友人、先輩に裏切られショックを受けた」に該当し、その心理的負荷の強度は「II」と評価する。

個体側要因については、特段の問題は認められず、その他社会適応状況等に関し、問題は明らかにはなっていない。

(4) 結論

以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価は「中」であることから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月〇日に 発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

請求人が提出した補正書において本件疾病を発症した原因であると主張する出来事について心理 的負荷をそれぞれ評価する。

ア 雇用主による就業規則違反、不当な解雇、解雇権の濫用等の法律違反による精神的苦痛、及び経済的損失、ならびに社会的信用の失墜を被ったと申し立てること

請求人は「契約交渉の場で、前職場における平成〇年度と同等かそれ以上の年収、及び託児所の設営の確約を得、契約書作成を依頼したが、理事長は曖昧な返答に終始し続けるのみで、放置されていた。」と主張しており、事実、平成〇年〇月〇日の請求人と病院との話し合いにおいて、病院側は労働契約書の未交付を認め、前職の平成〇年度の給料総額と平成〇年の給料総額との差額が〇円であることを確認し、平成〇年〇月分給料支払い日に「特別手当」として支給されている事は、判断指針別表 1「職場における心理的負荷評価表」に例示された具体的出来事に当てはめると、「上司とのトラブルがあった」に該当し、その心理的負荷強度は「Ⅱ」と評価される。

なお、「不当な解雇、解雇権の濫用等の法律違反による精神的苦痛、及び 経済的損失、ならび に社会的信用の失墜を被った事実」と請求人が主張する出来事については、報告書において「就業 規則にもとづき本人に通知の上、〇月〇日休職期間の満了による退職手続きを行いました。」と記述されており、タイムカードからも平成〇年〇月〇日が年次有給休暇10日間を使用した以降の休職期間3カ月が満了した日であることが確認でき、就業規則第35条3項(求職期間が満了しても 復職できないときは、休職満了の日をもって退職とする。)に基づくものであると判断される。

- イ その他、離職(不当解雇)に伴う手続きの際の作為的な遅延と妨害行為、残業代未払い(の常態化)、不正なタイムカード早押し、労働基準法第22条違反、職場託児所内の一般注意義務違反、休職の申請後に上司から行われた継続的かつ執拗なパワーハラスメント等により現在、病状が全く改善していないと申し立てていることについては出来事として評価することはできない。
- ウ 出来事後の状況がどの程度持続あるいは拡大、改善したかについて

長男の事故を契機に、請求人と病院との話し合いが何度も行われており、請求人側から長男の補償問題、未交付であった労働契約書、差額賃金の支給、その他労働条件をめぐるトラブル等への対処が求められ、それらの問題について病院側は真摯に対応している状況が認められ病院側の対応に問題はないものと判断され、特段の評価は要しないと考える。

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について 職員による交通費の業務上横領や長男に対する業務上過失傷害による精神的苦痛を被ったと申し 立てることについては、長男の送迎はあくまで個人的な依頼である。そのため、依頼していた〇が自動車で請求人の長男を送迎する前提で 1, 500円を受け取りながら、それを履行しなかったことは、判断指針別表 2「職場以外の心理的負荷評価表」に例示された具体的出来事に当てはめると、「友人、先輩に裏切られショックを受けた」に該当するとして、その平均的心理的負荷強度は「II」であると判断するのが妥当である。

また、〇が送迎に自動車を使用せず自転車を使用したことにより、長男が右足を後輪に挟まれ負傷する事故が発生したという出来事は、具体的出来事に当てはめると、「配偶者や子供が重い病気やケガをした」に該当しその平均的心理的負荷強度は「Ⅲ」であるが、長男の右足の負傷はほぼ1カ月で症状が軽快していたものと判断されることから、心理的負荷強度を「Ⅲ」から「Ⅱ」に修正するとした専門部会意見書の評価及び判断は妥当なものであると判断する。

上記のとおり、出来事自体の心理的負荷の強度が「Ⅲ」と評価されるものはない。 個体側要因について特段のものは認められない。

(4) 以上のことを総合すると、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「強」に至るものではなく、出来事後の状況が持続・拡大しているとも判断できないものであり、請求人に発症した本件疾病は、業務が相対的に有力な原因となって発症したとは判断し難く、業務上の事由によるものと認めることはできないものである。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。